



本年度第2回取扱主任者試験

乙種全類について

8月3日(日)、近畿大学で

大阪府では本年度第2回乙種危険物取扱主任者試験を次により実施することになった。

試験の種類 乙種1、2、3、4、5、6類

試験日 8月3日(日)

試験場 近畿大学

願書の受付 7月28日(月)、7月29日(火)
府庁正面玄関、府民相談室

又、講習会は次により行われるが、4類以外の類を受講する者は第3期を申し込みたい。

期別	講習日	会場
1期 (4類)	7月11日(金)と7月16日(水)	堺市民会館
2期 (4類)	7月14日(月)と7月18日(金)	茨木市役所講堂
3期 (全類)	7月12日、7月17日と7月19日	大阪府青少年会館
4期 (4類)	7月19日(土)と7月22日(火)	大阪府青少年会館
5期 (4類)	7月21日(月)と7月23日(水)	大阪厚生年金会館
6期 (4類) (夜)	7月12日(土) 7月17日(木)	市立(森ノ宮)労働会館 7月16日(水) 7月23日(水)

時間は9:30~4:00、ただし6期のみ5:00~8:00

▷申込要領 7月8日~10日 連合会事務局

7月3日 堺防災協力会

7月4日 茨木災害予防協会

▷会費 各期とも400円、ただし連合会加盟協会外の受講者は700円

▷テキスト 乙種用理化学 150円

註解付法令集 200円

乙種4類用問題集 160円

乙種全類用問題集 200円

第186号
発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 勝策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 20円

願書は各類ごとに1通

【2種類以上受験者】は1種類ごとに願書を1通(例えば2類、4類、6類受験者は3通)とし同時に提出する。写真は類の最も若い願書に3枚添付し、他の類の願書には添付しなくてもよい。(例えば、2類、4類受験者は2類の願書に写真3枚を添付し、4類願書には要らない) 証紙は各類受験願書ごとに¥500のものを貼付する。

【科目免除】既に危険物取扱主任者免状又は火薬類取扱者免状の交付をうけている者は試験科目の一部を免除される。

危険物の場合は、法令、基礎物理、化学が免除され、各論のみを受験すればよい。(例えば4類の免状をもっている者が6類を受験する場合、各論の6類を受験すればよい)

科目免除をうけようとするときは、願書所定欄に記入するとともに、願書提出時、免状を持参すること。

試験当日申出ても免除されないので注意すること。

また、科目希望者で免状記載事項が変更し、書替申請の手続きを終了していない場合は、免除の手続きはとれない。

講習会場で受験用写真撮影

受験者の便をはかるため、従来より、講習会場で、受験用証紙の発売と願書の仮受付を行っていましたが、今回より次により受験用写真撮影の世話もすることになりましたので、御利用下さるよう御通知します。

▷実施する会場 大阪市内講習会場

▷撮影の申込み 講習第1日目の8時50分より9時10分迄(6期は4時30分より受付、撮影)

▷撮 影 当日の9時より9時30分

▷写真の出来上り 当日12時30分頃(願書は1時頃まで受付しますから、これに間に合います。(6期は2日目、2日目願書受付))

▷写 真 代 200円(規格版3枚1組)

~~~~~大阪府危険物品協会連合会~~~~~

全国安全週間  
(7月1日～7日)

危険物火災で  
死亡事故多発

自主点検を  
強化しよう

7月1日から向う1週間、全国安全週間が実施される。

今年になってからでも久留米市のゴム工場火災で女工員11名が焼死、又東京都のトルコ風呂重油火災で5名焼死と、危険物火災による焼死者が数多くできている。

労働省でもこれら一連の事故を重要視し、事業場における危険物取扱の自主点検を一齊に強化するよう指示した。安全週間を機会に、職場の点検整備を進められたい。

#### = 安全週間中の重点実施事項 =

- (1) 経営首脳者が自ら職場のパトロール等を行なうとともに、安全について従業員に呼びかける。
- (2) 経営首脳者が設備、環境の安全化等についての評価および結果の発表を行なう。
- (3) 職場安全のつどいを催し、安全活動の現状の検討および今後の安全についての申合わせをする。
- (4) 安全旗の掲揚、ポスター、標語の掲示および安全資料の配布を行なう。
- (5) 安全表彰を行なう。
- (6) 安全に関する図画、作文、写真、標語等の募集を行なう。
- (7) 安全に関する映画会、講演会、移動展等を行なう。
- (8) 従業員の家族の職場見学会を催す等、安全について家庭に呼びかける。
- (9) 緊急時の措置について訓練を行なう。

#### 危険物取扱事業場の

### 一齊自主点検事項

#### 1 建築物および作業場所の安全衛生化

- ① 危険物等を取り扱う屋内作業場には2以上の避難通路を設けること(安規95条)。
- ② 出口には避難の際に障害となる物を置かないようにし、出口の戸は就業中は施錠しておかないようにすること。
- ③ 危険物を取り扱う作業場には、避難を図るための警報用設備または器具を設けること(安規95条の2)。
- ④ 化学設備周辺の部分は、不燃性の材料で造ること(安規135条の2)。
- ⑤ 可燃性のガス、引火性の物の蒸気または可燃性の粉じんが発散、流入等により存在している場所については、通風、換気等の措置を講じること(安規140条)。
- ⑥ ⑤の場合、可燃性のガス等の濃度は、発散源の直近の場所を除き、爆発下限界の値の30%以下に保たせること。
- ⑦ 爆発、火災の危険区域には、必要な事項を具体的に明記した禁止標識、警戒標識等を設けること(安規141条)。
- ⑧ 化学設備、乾燥設備その他危険物等を取り扱う場所には、適当な箇所に消化設備を設けること(安規144条)。
- ⑨ 火炉、加熱装置等火災を生ずる危険のある設備と建築物その他可燃性物体との間には、防火のため必要な間隔を設けるか、または可燃性物体をしゃ熱材料で防護すること(安規145条)。
- ⑩ 危険物乾燥設備(乾燥室に限る)を設ける建築物は平家とする(安規156条)。
- ⑪ 点火源との隔離、爆発、火災の被害の波及防止等を十分考慮して設備を配置し、作業場所を選定すること。

- ⑫ 有機溶剤等を取り扱い、その蒸気が発散するおそれのある作業場に、有機溶剤等を密閉する設備または当該蒸気を作業場外に排出するための局所排出装置若しくは全体換気装置を設置すること(有機則5～8条)。
- ⑬ 前号に掲げる局所排出装置または全体換気装置は法規に定められた以上の能力を維持するための適切な措置を行なうこと(有機則14～19条)。

#### 2 化学設備等の構造

- ① 化学設備または化学設備の配管は、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること(安規137条)。
- ② 化学設備または化学設備の配管のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部分については、パッキングを使用し、接合面を相互に密着させること(安規137条の2)。

- ③ 通風、換気等の措置を講じても、なお、爆発下限界の値の濃度に達するおそれがある箇所において、電気機械器具を使用する場合には、ガス蒸気、粉じんの種類、爆発等級等に適応した防爆構造のものを使用すること（安規140条の3～7）。
- ④ 静電気による爆発、火災の生ずるおそれのある作業には、接地工事、除電剤の使用、湿気の附与、除電装置の使用等静電気を除去するための措置を講ずること。
- ⑤ 乾燥設備は、上部を軽量な材料で作り、有効な爆発孔等を設け、また温度調整装置等を設けること。危険物乾燥設備の熱源は原則として直火を使用せず、設備内部には電気機械器具または配線を設けないこと（安規157条、160条）。
- ⑥ 有機溶剤等の貯蔵設備は、有機溶剤等が漏出し、または当該蒸気が発散することを防止することができる構造とすること。また、関係労働者以外の者が貯蔵場所に立ち入らぬよう措置すること（有機則33条）。

### 3 作業方法の適正化

- ① 化学設備およびその附属設備について必要な作業要領を定めさせ、これにより作業を行なうこと（安規137条の6）。
- ② ①の作業について関係者に対する教育訓練の徹底を図ること。
- ③ 化学設備またはその附属設備の改造、修理、清掃等の作業については、作業の指揮者を定め作業の方法等の周知、危険物等の漏えいによる危害の防止措置を行なうこと（安規137条の7）。
- ④ 点検の担当者、点検事項、点検時期等を具体的に定め、これを励行すること。
- ⑤ 点検の結果、補習その他改善の必要がある場合の措置要領を定めこれを実施すること。
- ⑥ 化学設備およびその附属設備について所定の検査を行なわせ、その結果を記録すること（安規137条の8～10）。
- ⑦ 爆発性の物、発火性の物、酸化性の物および引火性の物は過熱、衝撃、火気への接近等発火、引火の危険を生ずる取扱いをしないこと（安規139条の2）。
- ⑧ 危険物に該当しない物であっても、発火、引火の危険のある物質については、危険物と同等の取扱いをすること。
- ⑨ 危険物または危険物以外の爆発性の粉じんが存在して、爆発、火災が生じるおそれがある場所においては、点火源となる機械設備または火気を使用しないこと（安規140条の2）。
- ⑩ 引火性の油類、可燃性の粉じんまたは危険物が入っている配管、タンク、ドラム缶等を外部から溶接、溶断する作業を行なう場合には、その内部の洗浄、換気等の措置を行なうこと（安規140条の9）。

⑪ 通風または換気が不十分な場所でガス溶接等の作業を行なう場合には、ホース、吹管等からガス等が漏えいしないような措置を講ずること（安規140条の10）。

- ⑫ 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するかまたは屋外の一定の場所に集積しておくこと（有機則34条）。
- ⑬ 有機溶剤等を取り扱う作業に従事させる労働者には、法規に定められた防毒マスクまたはホースマスクを使用すること（有機則25条、26条）。

### 4 危害防止管理体制

- ① 安全管理者および衛生管理者の選任（安規1条、11条）。
- ② 安全管理者および衛生管理者の職務（安規6条、19条）。
- ③ 建築物の火元責任者を選任せること（安規9条）。
- ④ 安規別表に掲げる危険物を指定数量以上取り扱う事業にあっては、危険物取扱主任者を選任すること（安規10条）。
- ⑤ 危険物取扱主任者には、主として次の職務を遂行させること（安規142条）。
  - ① 化学設備等危険物の取扱設備およびその周囲の点検整備
  - ② 危険物の貯蔵場所、消費場所における点検整備
  - ③ 危険物取扱主任者には、技能選考のうえ指名した者を選任すること（安規10条、45条）。なお、消防法に定める危険物取扱主任者であってもさしつかえない。
  - ④ 乾燥設備には技能選考のうえ作業主任者を選任し、乾燥設備およびその附属設備の点検および温度の状態、換気状態、乾燥物の状態を点検させること（安規10条、162条の2～3）。
  - ⑤ 定期的に消防および避難の訓練を行なうこと。
  - ⑥ 局所排出装置および全体換気装置について、フードおよびダクトの磨耗、その他損傷の有無、ダクト等のじんあいの堆積状態、送風機等の注油状態、ダクトの接続部のゆるみの有無および電動機とファンとの連結するベルトの作動状態を点検すること（有機則20条）。
  - ⑦ 有機溶剤等の取扱上の注意事項等について掲示すること（有機則21条）。
  - ⑧ 定期健康診断を実施すること（有機則28条）。
  - ⑨ 有機溶剤業務を常時行なう屋内作業場について、その氣中有機溶剤濃度を3カ月に1回以上測定すること（有機則32条）。

>避雷針・製作・工事<

(株)大岩避雷針製作所

大阪市西区立売堀上通2-61

TEL (541) 6151 (代)

## 受験対策資料

## 物・化、各論に弱い

## 4類受験者

本稿は大阪府民生部消防救助課提供の資料による

## ◇他の類より悪い4類の合格率

大阪府では乙種全類の試験を毎年一回実施しているが、42年、43年の5ヶ月期実施の試験結果をみると次表のとおりで、1類、2類、3類、5類、6類は4類と比較して合格率もよく、試験当日の欠席率も非常に低い。

|    |     | 申請者  | 受験者  | 合格者  | 合格率   |
|----|-----|------|------|------|-------|
| 1類 | 42年 | 81   | 80   | 61   | 76.4% |
|    | 43年 | 112  | 111  | 86   | 77.5% |
| 2類 | 42年 | 71   | 70   | 55   | 78.6% |
|    | 43年 | 81   | 80   | 43   | 53.8% |
| 3類 | 42年 | 98   | 98   | 72   | 73.5% |
|    | 43年 | 115  | 113  | 87   | 77.0% |
| 4類 | 42年 | 4042 | 3823 | 1864 | 48.8% |
|    | 43年 | 3986 | 3774 | 1694 | 44.8% |
| 5類 | 42年 | 72   | 68   | 42   | 61.8% |
|    | 43年 | 73   | 73   | 56   | 76.7% |
| 6類 | 42年 | 250  | 241  | 157  | 65.1% |
|    | 43年 | 221  | 216  | 151  | 69.9% |

## ◇乙種4類受験者はどの科目に弱いか

第4類の試験科目は3科目、つまり基礎物理化学（理化学という）10問、各論10問、法令15問が出題され、理化学6問以上、各論6問以上、法令9問以上正解すると合格する。うらを返せば、理化学10問満点、各論10問満点にもかかわらず法令が8問しか得点できない場合は不合格となる。

第4類の合格率は大体50%前後で、200人受験すると半

分の約100人が不合格となる勘定である。

そこで、去る2月期に実施された試験において、不合格者100名を任意抽出し、その成績を調べてみた。一体4類の受験者はどの科目に弱いのだろうか。

不合格者でも、2科目が満点に近い合格点をとりながら1科目に泣いた者もいれば、3科目とも失点の者もいる。各科目ごとに、合格点に達している者と失点の者をまとめると、

| 理化学  | 各論   | 法令   | 人員        |
|------|------|------|-----------|
| ○    | ○    | ×    | 5         |
| ○    | ×    | ○    | 18        |
| ○    | ×    | ×    | 12        |
| ×    | ○    | ○    | 17        |
| ×    | ○    | ×    | 12        |
| ×    | ×    | ○    | 5         |
| ×    | ×    | ×    | 31        |
| ×65人 | ×66人 | ×60人 | 計 40人 60人 |

〔注〕○印合格点以上の者、×印不合格点の者

この表をもう少し検討すると、この100名の中約3分の1の31名は、3科目失点で救われようもないが、1科目だけ失点で不合格になった者が40人もいる。その内訳は、法令だけ悪かった者5人、理化学だけ悪かった者17人、各論だけ悪かった者18人と、理化学、各論に弱いことが立証されている。逆にいうと、理化学か各論さえもう少し得点していると、不合格者100人中35人は合格した筈である。

得点数をみると、正解が3問以下の得点者は、理化学28人、各論28人、法令4人で、ここでも理化学、各論が全く理解されないで受験していると推定される者が、不合格者全体の約3分の1あることが判る。

一方不合格者の中にも、1科目だけは満点の者、すなわち理化学満点者2名、各論満点者1名があった。

## ◇試験に弱い年配者

試験合否が年令層にどのように関係しているだろうか。

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社  
三和商会

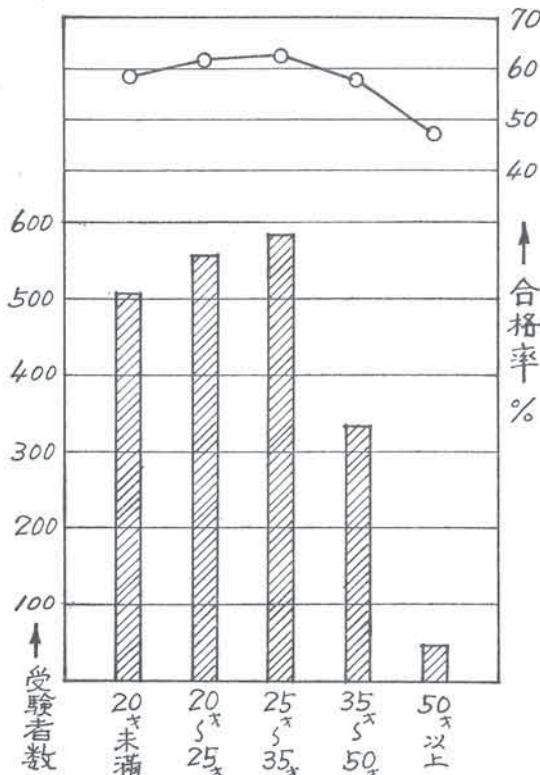
TEL 06 (443) 2456

今年2月期の午前の部受験者2041名について調べた結果は次のようである。

受験者の年令層は35才未満の者が大半を占めているが、50才以上の者も全体の2.3%にあたる46名もあった。

合格率は年令に関係なく平均しているようであるが、やはり年配者は試験に弱いらしく、50才以上の合格率は48%と平均合格率60%をかなり下回っている。

参考までに一昨年5月期の試験結果では、10才代、30才代が平均合格率を下回り、とくに10才代が非常に悪かった成績と較べると、変化がみられる。



#### ◆石油販売職種が悪い

同期の受験者を職種別に分類してみると次のような結果がでた。

職種別ではその合格率に相当の開きがみられ、化学薬品をトップに、電力、ガス、官公庁・学校、一般会社と合格率が下り、石油販売が16%と非常に悪かった。

|               | 受験者 | 合格者 | 合格率   |
|---------------|-----|-----|-------|
| 運送車(製作販売修理)   | 80  | 40  | 50.0% |
| 官公庁・学校・病院     | 108 | 48  | 44.4% |
| 電力・ガス         | 156 | 111 | 71.2% |
| 化学生業刷         | 94  | 68  | 72.3% |
| 製油・印刷         | 391 | 286 | 73.1% |
| 石油販売          | 329 | 102 | 16.1% |
| 一般会社          | 721 | 494 | 68.5% |
| その他の(燃料店、ビル等) | 162 | 75  | 46.3% |

#### 阪南消防ブロック会予防主担者会議

——危険物取扱主任者安全講習は本年9月目標に——

阪南消防ブロック会（堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南町各消防本部）では、去る6月3日岸和田市消防本部において消防（署）長会議を開催、消防法施行令の一部改正に関する問題及び当面の諸問題について協議した。

前記協議事項のうち、今年度における各事務主担者会議の先鋒として、去る6月9日同本部において大阪府消防救助課より杉山係長、田中主査の両氏を迎へ、予防事務主担者会議を開催、種々指導、助言を得ながら、危険物行政、建築行政、消防法施行令の一部改正問題等について研究、意見の交換を行なった。

尚、危険物取扱主任者安全講習については、今年9月頃を目標に実施することとした。



新しい時代に  
マッチした  
ニュータイプの消火器

ヤマト消防器株式会社

カタログのご請求は……

大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701 (代)

ヤマト消防器



「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の運用および解釈の基準について(43化第151号)」の一部改正について

上記の件については、昭和43年2月12日付け「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の運用および解釈の基準(43化第151号)」の補足についてをもって通知したように、法第11条規則第15条および第20条関係について担当職員会議等を通じて慎重に検討するものとされたが、このたび次のように定めたので通知します。

## 記

○通達の別添1の改正について  
第11条関係3に次を加える。

「ただし、本項により許可を与える場合には、事前に本省に協議するものとする。」

## ○通達の別添4の改正について

1 第15条関係中「また、販売所から50m以内の……容器置場として認めるものとする。」を

「また販売所から50m以内の容器置場はその販売所に属する容器置場とする。

なお、法附則第2条第2項、第3条第2項または第4条第3項の規定により通商産業大臣または都道府県知事に届け出て法第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者の当該届出にかかる販売所の容器置場については、次に定めるところによることができる。

① 販売所から50mをこえる場所に面積3m<sup>2</sup>以上の容器置場を所有または占有する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合は当該容器置場はその販売所に属する容器置場とみなす。

(イ) 容器置場の所有者または占有者の従業員であって、規則第19条第2号に定める消費設備の調査を行なうことができる者または高压ガス保安協会が行なう調査員講習の課程を修了した者が、管理人

として容器置場に通常の営業時間中常駐していること。

- (ロ) 容器置場(管理人の常駐場所を含む)に電話を備えていること。
- (ハ) 販売所から容器置場までの距離が3km以内であり、かつ、通常の状態において10分以内に到着できる車両を有していること。
- (ヘ) 共同の容器置場にあっては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその容器置場として占有する範囲を明確に不燃材(サク、クサリ等)で区分するとともに、容器置場ごとに必要な器具類は専用のものを備えていること。
- (ホ) 共同の容器置場にあっては、賃貸借契約等により、管理責任が明確にされていること。
- (2) 販売所から50m以内の場所に面積3m<sup>2</sup>未満の容器置場を所有または占有する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合は、本条の規定にかかわらず、別添1第11条関係3の場合に該当するものとして、法第11条ただし書の許可を与えるものとする。この場合は事前に本省に協議する必要はない。
- (イ) 顧客である消費者数が100戸以下であって、都市ガスの普及している都心部または人口減少の続いている山間部のように、今後消費者数が増加する可能性がない地域に販売所があること(許可の条件として「顧客である消費者数が増加する場合には、置場面積はS=0.02Aの式で算出した面積以上に拡大すること。」)を付し、かつ、その旨の念書をとること。
- (ロ) 容器置場の面積が、1.5m<sup>2</sup>以上であって、かつ、次の式で算出した面積以上であること。  
 $S = 0.02A$   
(S:面積(単位m<sup>2</sup>) A:消費者数)に改める。

2 第20条関係6中「第16号口の…場合のものとする」

(7頁※へ続く)

## おそろしい火花から職場を守ろう!

### 消防用設備総合商社

ベアロン  
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 本社     | 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941・(351) 4533   |
| 支社     | 堺市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188~9・9261-2     |
| 大阪営業所  | 大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5 6 3 6 - 8      |
| 西野田営業所 | 大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163・(462) 5619  |
| 北営業所   | 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4 1 4 7 · 4 1 8 5 |

## 質 疑 応 答 欄

## 危険物製造所の電気設備について

〔質問〕 大阪市内の化学工場ですが、最近電気設備について、消防当局より非常にやかましいわれ、危険物施設には防爆タイプのモーター類や照明器具を使用するよう指示され、非常に高価なため弱っています。どういう基準で設置すべきかその根拠を教えて下さい。尚次の点に関して具体的に御回答下さい。

- ① 危険物施設でも、送水ポンプとかエアコンプレッサー用のモーターは防爆タイプのものを必要とするか。
- ② ホイストを設置するため防爆タイプのものを探したが、市販されていないとのこと、このような場合は全密閉型でもよいか。
- ③ 機器には防爆型や全密閉型等いろいろあるようですが、素人で判別できるものでしょうか。

〔回答〕 危険物製造所等における電気設備については昭和40年に一部改正され、現在、危険物の規制に関する政令第9条第17号に、「電気設備は電気工作物規程に係る法令の規定によること」と定められ、これによって製造所等の電気設備は設置しなければならない。

そこで電気設備技術基準第208条によって設置すればよいが、適用範囲、種別等具体的に示されていないので一応日本工業規格によって設置されるのが望ましい。

大阪市消防局でも、これらの基準、規格を基に危険物製造所等に係る電気設備基準について、業界の意向も参考にし、その案を作成したが、その後、国の方で基準を定める意向があったため、同基準は案として現在実施していないが、指導上の参考基準とされている。

いづれにしても、電気機器は危険物製造所等には不可欠の設備であり、しかも点火源となりやすい機器であるから、その設置及び管理に当っては、危険ガスの種類、発生条件等を検討の上、それ相当の器具類を採択し、工事し、管理すべきである。

日本工業規格によると、危険物品の分類、爆発混合気体の分類、電気機器の防爆構造の分類及び適応場所の推定等が定められている。

それによると防爆構造のものは、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造、安全増防爆構造、特殊防爆構造に分類され、全密閉型、密閉型は防湿又は防水型の機器を意味して、防爆型には該当しない、いわば、安全度からみれば普通型と同タイプである。

- ① 危険物製造所等でも、その規模、構造、取扱危険物の種類及び蒸気発生状態等により、設置すべき電気機器の種類は選定されるべきである。勿論危険物外物品

用の機器に附属する電気機器でも、その設置する場所が危険区域であれば、当然防爆構造のものが要求される。

- ② 防爆型 ホイストは現在市販されていないようですが、それがためにホイストだけ、危険区域にでも使用してかまわないという理由にはなりません。

設置される場所が防爆型のものを必要とするにもかかわらず、適當な機種がない場合は使用することは許されません。

しかし、作業上どうしても設置の必要があるときは、特註するなり、又は設置する位置を変えるか、その場所の構造を変更して、危険区域とならないような場所とすれば問題ないと思われます。

- ③ 一般に全密閉型と称されるものであれば安全であろうと自己満足して、これを採用したり、普通型より一寸構造が複雑な機器を素人判断でこの位ならよかろうと選定して、失敗することが多いようですが、先述のように防水型や密閉型は、外観はよく似たものもありますが、機構上防爆構造になってしまふので注意すべきである。

防爆構造の機器にはその種類ごとに

|           |     |
|-----------|-----|
| 耐圧防爆構造    | (d) |
| 内圧防爆構造    | (f) |
| 油入防爆構造    | (o) |
| 安全増防爆構造   | (e) |
| 特殊安全増防爆構造 | (s) |

の記号が附されているので、これにより防爆構造の種類を判定されたい。なお機器の標示には、その他に適応ガスの爆発等級も合せて記載されている。例えば "b 1 G 4" は、アセトアルデヒドに対する耐圧防爆構造を、"f G 2" はアセチレンに対する内圧防爆構造を示すものである。

詳細については研修資料改訂版を参照されたい。

(※6頁より続く)

を「第16号口の調整圧力および閉そく圧力は、次のいずれかの要領により確認または交換するものとする。

- (1) 容器に取り付けた状態で、調整器の出口の近い部分に圧力測定装置を取り付けて次の(i)または(ii)のいずれかの方法により確認すること。
  - (i) 容器の交換時に、交換前の容器（比較的圧力の低いもの）および交換後の容器（比較的圧力の高いもの）のそれぞれについて行なう。
  - (ii) 任意の時における測定値がその調整器の型式に応じた性能曲線と比較して±20mmの範囲内にあること。
- (2) (1)により合格した調整器または検定済の未使用の調整器と交換すること。」に改める。

本年度第1次研修終る  
受講者 1,439名（大阪市）

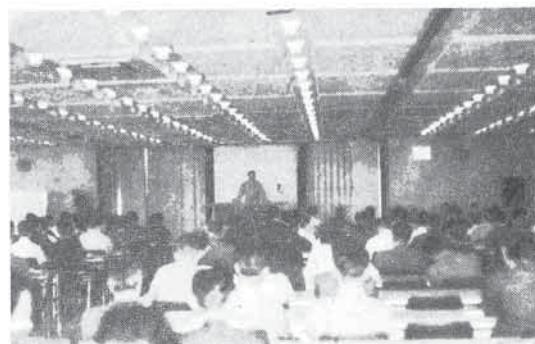
大阪府民生部消防救助課、大阪市消防局、並に大阪市危険物品協会の共催による危険物取扱主任者研修会は、5月27日、5月29日労働会館、6月2日大阪府商工会館、6月4日、11日青少年会館、6月9日厚生年金会館で開催した。

各会場は製造所、貯蔵所、給油取扱所等の選任区別に、米谷講師の安全知識、造田講師のスライド使用による安全の実務について行われ、延1,439名が受講した。

## 市内消防署幹部及び予防担当主任名簿

| 署   | 署長            | 副署長   | 司令   | 予防事務担当主任 |
|-----|---------------|-------|------|----------|
| 北都  | 川井清治郎**藤井 武*  | 座波清秀  | 原田 薫 |          |
| 島   | 本田 武義*田辺未太郎   | 谷口幸雄  | 川尻兼光 |          |
| 福島  | 今西 義昌*奥貞 学雄   | 松下 保  | 藤木治一 |          |
| 此花  | 向坂 富蔵*光崎 影夫   | 橋本茂樹  | 柏原 衛 |          |
| 東   | 森本 守夫**田村 敏夫* | 光崎一夫  | 岡本吉晃 |          |
| 西   | 大井 錦一**本田 勝彦* | 橋本成男  | 林 忠雄 |          |
| 港   | 喜岡 政義*佐藤 利生   | 小竹 正  | 南 栄男 |          |
| 大正  | 長岡 正雄*沼本 謙三   | 居町一郎  | 鈴木 隆 |          |
| 天王寺 | 手塚 重信*樹野 喬    | 村田喜也  | 秋田正己 |          |
| 南   | 桜木 虎男**平井 明治* | 西田 敦  | 大藤義道 |          |
| 西淀川 | 東 博人 浜野 国次    | 岩中貞雄  | 高沢幸一 |          |
| 東淀川 | 中野 三郎**仲野 広治* | 瀬戸昌市  | 民長孝則 |          |
| 東成  | 藤田浅太郎 友田 清    | 島津朝武  | 広岡貞好 |          |
| 生野  | 吉田 英吉 高杉宇三郎   | 平田治雄  | 野坂利栄 |          |
| 旭   | 中谷 秀雄 佐野 金六   | 竹之内厚吉 | 藤田金吾 |          |
| 城東  | 辰巳卯三郎 栄 明     | 林田 肇  | 橋本隆雄 |          |
| 阿倍野 | 中田 伝 黒田 義信    | 片桐由夫  | 河向重樹 |          |
| 住吉  | 布山 晴敏 森田 光信   | 立石一夫  | 宮崎 修 |          |
| 東住吉 | 西岡 匡志*吉田 四郎*  | 審良市郎  | 中村彦治 |          |
| 西成  | 青木 三郎 妙中 直和   | 久保義登  | 笹川博行 |          |
| 水上  | 水原 勝次 北村 義一   | 宮毛 肇  | 林 幸雄 |          |

〔注〕 \*\*消防監、\*司令長



〔写真〕 大阪厚生年金会館、研修会で挨拶される  
大阪市消防局氏原警防部長

## 消防設備士試験

|      |           |
|------|-----------|
| 試験日  | 8月6日(水)   |
| 試験場  | 大阪商業大学    |
| 願書受付 | 7月17日、18日 |
| 受付場所 | 府民相談室     |
| 試験種類 | 甲種全類、乙種全類 |
|      | 大阪府       |

## 大阪府危険物品協会連合会総会

6月10日、舞子ホテルで

大阪府危険物品協会連合会では、本年度総会を6月10日午後3時より、明石舞子ホテルで開催、会員60名出席のもと盛会裡に終了した。



## 消防ポンプから家庭用消火器まで！

## 消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道

